議案第６５号

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

記

１	工　事　名	外壁等改修工事
２	工事場所	豊明市新栄町二丁目地内
３	工事の概要	栄小学校校舎棟２棟及び屋内運動場の外壁剥落防止、外部建具改修等を行う。
４	請負契約金額	変更前　５６１，０００，０００円 変更後　５７１，２５９，７００円
５	請負契約者	名古屋市北区大杉二丁目７番１５号 大池建工株式会社 代表取締役社長　鈴木　貴視

説　明

この案を提出するのは、栄小学校の外壁等改修工事の設計変更に伴い、工事請負契約を変更するため必要があるからである。

議案第６６号

調停の成立について

地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、調停を成立させる。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

記

１　事　件　名　　名古屋簡易裁判所令和７年（ノ）第１４３号調停申立事件

２　当　事　者　　申　立　人　　個人

相　手　方　　豊明市

３　調停条項案　　別添のとおり

説　明

この案を提出するのは、調停の成立について議会の議決を求める必要があるからである。

調停条項案

1　相手方は、令和９年６月３０日限り、相手方の費用負担により、申立人の所有する土地（以下「本件土地」という。）内に設置されたU字溝及び集水桝を撤去した上で、新たにU字溝及び集水桝を設置するものとし、申立人は、本件土地と相手方の所有する市道との間の所有権の境界線の位置にかかわらず、これを認める。

2　相手方は、令和９年６月３０日限り、相手方ないし申立外愛知中部水道企業団（以下「申立外企業団」という。）の費用負担により、申立外企業団に対し本件土地内に設置された水道管のドレーンを撤去させる。

3　申立人は、相手方、申立外企業団及びこれらの指定する者が、前２項の工事及び付帯作業を行うのに必要な範囲で本件土地を無償で使用することを認める。

4　相手方は、令和９年６月３０日限り、市道のうち本件土地と隣接する部分について、幅員５メートル以内で区域決定・供用開始を行い、告示する。

5　申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件及び本件土地に関し、本件土地と相手方の所有する市道との間の所有権の境界線及びこの調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6　調停手続費用は各自の負担とする。

以　上

議案第６７号

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、人事院勧告等に伴い必要があるからである。

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和４９年豊明市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「合計額に、」の次に「６月に支給する場合には」を、「１００分の１７５」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１８０」を加える。

第２条　豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「６月に支給する場合には１００分の１７５、１２月に支給する場合には１００分の１８０」を「１００分の１７７．５」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

議案第６８号

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、人事院勧告等に伴い必要があるからである。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和４９年豊明市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「合計額に、」の次に「６月に支給する場合には」を、「１００分の１７５」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１８０」を加える。

第２条　豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「６月に支給する場合には１００分の１７５、１２月に支給する場合には１００分の１８０」を「１００分の１７７．５」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

議案第６９号

豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、人事院勧告等に伴い必要があるからである。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　豊明市職員の給与に関する条例（昭和４７年豊明市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第１９条第２項中「４，７００円」を「５，０００円」に改め、同条第３項中「２３，５００円」を「２５，０００円」に改める。

第２０条第２項中「１００分の１２６．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」に改め、同条第３項中「「１００分の７１．２５」と」の次に「、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と」を加える。

第２１条第２項第１号中「加算した額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１０６．２５」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」を加え、同項第２号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の５１．２５」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５」を加える。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		

務職員以外の職員	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700			
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100			
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000				
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300				

	68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500				
	69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700				
	70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000				
	71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300				
	72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500				
	73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700				
	74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400					
	75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700					
	76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900					
	77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100					
	78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400					
	79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700					
	80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900					
	81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100					
	82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400					
	83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700					
	84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900					
	85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100					
	86	275, 500	315, 300	366, 500							
	87	275, 800	315, 600	366, 900							
	88	276, 100	315, 900	367, 300							
	89	276, 400	316, 200	367, 500							
	90	276, 700	316, 500	367, 900							
	91	277, 000	316, 800	368, 300							
	92	277, 300	317, 100	368, 700							
	93	277, 600	317, 300	368, 900							
	94		317, 500	369, 200							
	95		317, 800	369, 600							
	96		318, 200	369, 900							
	97		318, 400	370, 200							
	98		318, 700	370, 600							
	99		319, 000	371, 000							
	100		319, 400	371, 400							
	101		319, 600	371, 900							
	102		319, 900	372, 300							
	103		320, 200	372, 700							
	104		320, 500	373, 100							
	105		320, 700	373, 600							
	106		321, 000	374, 000							
	107		321, 300	374, 300							
	108		321, 600	374, 600							
	109		321, 800	375, 000							
	110		322, 100								
	111		322, 500								
	112		322, 800								
	113		323, 000								
	114		323, 200								
	115		323, 500								
	116		323, 900								

	117		324,100							
	118		324,300							
	119		324,600							
	120		324,900							
	121		325,200							
	122		325,400							
	123		325,700							
	124		326,000							
	125		326,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600
備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第２５条に規定する職員を除く。										

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	207,900	249,800	270,300	301,900	330,200
	2	209,600	250,600	271,200	302,600	331,500
	3	211,300	251,400	272,100	303,300	332,800
	4	213,000	252,100	273,000	303,800	334,000
	5	214,700	252,800	274,000	304,400	335,000
	6	216,400	253,500	274,900	305,000	336,200
	7	218,000	254,300	275,900	305,600	337,400
	8	219,600	255,000	276,800	306,100	338,600
	9	221,200	255,800	277,700	306,600	339,700
	10	222,700	256,500	278,500	307,200	340,700
	11	224,200	257,200	279,200	307,800	341,800
	12	225,600	257,800	279,600	308,300	342,900
	13	227,000	258,500	280,200	308,800	343,900
	14	228,500	258,900	280,600	309,300	344,900
	15	230,000	259,400	281,000	309,700	345,900
	16	231,500	259,800	281,400	310,000	347,000
	17	232,900	260,300	281,800	310,400	348,000
	18	234,300	260,700	282,300	310,800	349,100
	19	235,700	261,200	282,800	311,200	350,200
	20	237,000	261,600	283,400	311,500	351,100
	21	238,400	261,900	284,100	311,900	352,100
	22	239,400	262,200	284,700	312,300	353,100
	23	240,500	262,500	285,300	312,700	354,000
	24	241,500	262,800	286,100	313,000	354,900
	25	242,500	263,300	286,900	313,300	355,900
	26	243,300	263,800	287,600	313,700	356,800
	27	244,200	264,200	288,100	314,000	357,800
	28	245,000	264,700	288,800	314,400	358,800
	29	245,900	265,200	289,600	314,700	359,800

	30	246, 700	265, 700	290, 300	315, 200	360, 800
	31	247, 500	266, 100	291, 000	315, 600	361, 800
	32	248, 200	266, 500	291, 600	316, 100	362, 700
	33	249, 000	266, 800	292, 300	316, 600	363, 600
	34	249, 500	267, 300	293, 000	317, 000	364, 500
	35	250, 000	267, 800	293, 700	317, 400	365, 300
	36	250, 500	268, 200	294, 300	317, 900	366, 200
	37	251, 100	268, 600	294, 900	318, 400	367, 100
	38	251, 600	269, 100	295, 600	318, 900	368, 100
	39	252, 000	269, 500	296, 200	319, 400	369, 100
	40	252, 500	269, 900	296, 700	319, 900	370, 000
	41	252, 900	270, 300	297, 200	320, 400	370, 900
	42	253, 200	270, 700	297, 700	320, 900	371, 800
	43	253, 500	271, 200	298, 100	321, 500	372, 700
	44	253, 800	271, 500	298, 500	322, 000	373, 500
	45	254, 200	271, 800	299, 000	322, 400	374, 300
	46	254, 500	272, 200	299, 600	322, 900	375, 100
	47	254, 900	272, 600	300, 100	323, 500	375, 900
	48	255, 300	272, 900	300, 400	324, 100	376, 600
	49	255, 600	273, 300	300, 800	324, 700	377, 300
	50	255, 900	273, 700	301, 200	325, 400	378, 100
	51	256, 200	274, 000	301, 700	326, 100	378, 900
	52	256, 500	274, 300	302, 200	326, 800	379, 500
	53	256, 700	274, 700	302, 600	327, 400	380, 200
	54	257, 000	275, 000	303, 000	328, 100	380, 800
	55	257, 300	275, 300	303, 500	328, 700	381, 500
	56	257, 600	275, 700	304, 000	329, 300	382, 200
	57	257, 800	276, 000	304, 400	329, 900	382, 800
	58	258, 100	276, 300	305, 000	330, 600	383, 300
	59	258, 400	276, 600	305, 500	331, 300	383, 800
	60	258, 600	276, 900	306, 100	331, 900	384, 300
	61	258, 800	277, 200	306, 700	332, 400	384, 700
	62	259, 100	277, 500	307, 200	332, 900	
	63	259, 400	277, 800	307, 700	333, 500	
	64	259, 600	278, 100	308, 200	334, 100	
	65	259, 800	278, 300	308, 600	334, 700	
	66	260, 100	278, 600	309, 100	335, 100	
	67	260, 400	278, 900	309, 500	335, 500	
	68	260, 600	279, 100	309, 900	336, 000	
	69	260, 800	279, 300	310, 200	336, 300	
	70	261, 100	279, 600	310, 500	336, 800	
	71	261, 400	279, 900	310, 900	337, 300	
	72	261, 600	280, 100	311, 300	337, 700	
	73	261, 800	280, 300	311, 600	337, 900	
	74	262, 100	280, 600	311, 900	338, 200	
	75	262, 400	280, 900	312, 300	338, 400	
	76	262, 600	281, 100	312, 700	338, 700	
	77	262, 800	281, 300	313, 100	339, 000	
	78	263, 100	281, 600	313, 500	339, 300	

	79	263,400	281,900	313,900	339,600		
	80	263,600	282,100	314,300	339,800		
	81	263,800	282,300	314,600	340,000		
	82	264,100	282,600	315,100	340,300		
	83	264,300	282,900	315,500	340,600		
	84	264,600	283,100	316,000	340,800		
	85	264,800	283,300	316,300	341,000		
	86	265,000	283,500	316,800	341,200		
	87	265,300	283,800	317,300	341,500		
	88	265,600	284,100	317,600	341,800		
	89	265,800	284,300	318,000	342,000		
	90	266,100	284,500	318,500	342,300		
	91	266,400	284,800	319,000	342,600		
	92	266,600	285,000	319,500	342,800		
	93	266,800	285,300	319,800	343,000		
	94	267,100	285,600	320,200	343,300		
	95	267,400	285,900	320,600	343,600		
	96	267,600	286,100	321,100	343,800		
	97	267,800	286,300	321,500	344,000		
	98	268,100	286,600	321,900			
	99	268,400	286,800	322,200			
	100	268,600	287,100	322,500			
	101	268,800	287,300	322,800			
	102	269,100	287,500	323,200			
	103	269,400	287,800	323,500			
	104	269,600	288,100	323,900			
	105	269,800	288,300	324,200			
	106		288,500	324,600			
	107		288,800	325,000			
	108		289,000	325,200			
	109		289,300	325,400			
	110		289,600	325,700			
	111		289,900	326,000			
	112		290,100	326,200			
	113		290,300	326,400			
	114		290,600	326,700			
	115		290,800	327,000			
	116		291,000	327,200			
	117		291,300	327,400			
	118		291,600	327,700			
	119		291,900	328,000			
	120		292,100	328,200			
	121		292,300	328,400			
	122		292,500	328,700			
	123		292,800	329,000			
	124		293,100	329,200			
	125		293,300	329,400			
	126		293,500	329,700			
	127		293,800	330,000			

	128 129 130 131 132 133 134 135 136 137		294,100 294,300 294,500 294,800 295,100 295,300 295,500 295,800 296,100 296,300	330,200 330,400		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 225,300	基準給料月額 円 237,100	基準給料月額 円 256,900	基準給料月額 円 279,700	基準給料月額 円 314,900
備考　この表は、運転手、清掃手、雇員、用務員、調理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。						

第２条　豊明市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」」を「「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」」に改める。

第２１条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の豊明市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の豊明市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第７０号

令和８年度豊明市一般会計補正予算（第８号）

令和８年度豊明市の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８，２５８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８，０７１，７２７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

令　和　8　年　度

豊 明 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書 （ 第 8 号 ）

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
19 繰越金		300,000	18,258	318,258
	1 繰越金	300,000	18,258	318,258
歳　入　合　計		28,053,469	18,258	28,071,727

歳　出　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		239,482	598	240,080
	1 議会費	239,482	598	240,080
3 民生費		13,252,262	4,380	13,256,642
	1 社会福祉費	6,771,257	4,380	6,775,637
7 商工費		194,489	2,780	197,269
	1 商工費	194,489	2,780	197,269
8 土木費		1,873,942	4,000	1,877,942
	4 都市計画費	881,698	4,000	885,698
10 教育費		2,977,040	6,500	2,983,540
	2 小学校費	443,392	2,000	445,392
	4 社会教育費	355,843	4,500	360,343
歳　出　合　計		28,053,469	18,258	28,071,727

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

19 款　繰越金

1 項　繰越金

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	300,000	18,258	318,258
計	300,000	18,258	318,258

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	18,258	前年度繰越金 18,258 増

歳　出

1 款　議会費

1 項　議会費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 議会費	239,482	598	240,080	3. 職員手当等	598
計	239,482	598	240,080		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
2 議員活動事業	598				598	期末手当 598 増
計	598				598	
	598				598	

3 款　民生費

1 項　社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
2. 老人福祉費	1,352,694	4,380	1,357,074	27. 繰出金	4,380
計	6,771,257	4,380	6,775,637		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
8 介護保険特別会計繰出事業	4,380				4,380	職員給与費等繰出金 4,380 増
計	4,380				4,380	
	4,380				4,380	

7 款　商工費

1 項　商工費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 商工総務費	76,930	2,780	79,710	2. 給料	1,250
				3. 職員手当等	1,530
計	194,489	2,780	197,269		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 商工人件費	2,780				2,780	一般職給 1,250 増 扶養手当 200 増 地域手当 130 増 通勤手当 200 増 期末手当 550 増 勤勉手当 450 増
計	2,780				2,780	
	2,780				2,780	

8 款　土木費

4 項　都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 都市計画総務費	161,883	4,000	165,883	2. 給料	2,000
				3. 職員手当等	2,000
計	881,698	4,000	885,698		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明	
1 都市計画人件費	4,000				4,000		
						一般職給	2,000 増
						扶養手当	300 増
						地域手当	240 増
						通勤手当	60 増
						期末手当	600 増
						勤勉手当	800 増
計	4,000				4,000		
	4,000				4,000		

10 款　教育費

2 項　小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 学校管理費	375,338	2,000	377,338	2. 給料	1,500
				3. 職員手当等	500
計	443,392	2,000	445,392		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明	
1 小学校人件費	2,000				2,000		
						一般職給	1,500 増
						期末手当	300 増
						勤勉手当	200 増
計	2,000				2,000		
	2,000				2,000		

10 款　教育費

4 項　社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
3. 図書館費	149,422	4,500	153,922	2. 給料	2,500
				3. 職員手当等	2,000

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明	
1 図書館人件費	4,500				4,500		
						一般職給	2,500 増
						地域手当	300 増
						期末手当	1,000 増
						勤勉手当	700 増

10 款　教育費

4 項　社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
計	355,843	4,500	360,343		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	4,500				4,500	
	4,500				4,500	

議案第７１号

令和８年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，３８０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，９６２，５８０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

令　和　8　年　度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第1号）

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7 繰入金		1,249,690	4,380	1,254,070
	1 一般会計繰入金	955,226	4,380	959,606
歳　入　合　計		5,958,200	4,380	5,962,580

歳　出　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		203,943	4,380	208,323
	1 総務管理費	137,659	4,380	142,039
歳　出　合　計		5,958,200	4,380	5,962,580

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

7 款　繰入金

1 項　一般会計繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計
4. その他一般会計繰入金	198,154	4,380	202,534
計	955,226	4,380	959,606

節		説明	
区　分	金　額		
1. 職員給与費等繰入金	4,380	職員給与費等繰入金	4,380 増

歳　出

1 款　総務費

1 項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 一般管理費	137,259	4,380	141,639	2. 給料	1,500
				3. 職員手当等	2,380
				4. 共済費	500
計	137,659	4,380	142,039		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 介護保険人件費	4,380			4,380		一般職給 1,500 増 地域手当 180 増 期末手当 1,000 増 勤勉手当 1,200 増 退職手当組合負担金 500 増
計	4,380			4,380		
	4,380			4,380		

議案第７２号

特定事業の契約の変更について

下記のとおり特定事業の契約を変更するものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

記

１	事　業　名	豊明市学校給食センター統合再整備等事業
２	事業場所	豊明市沓掛町下高根３３３番３外３筆
３	事業の概要	施設整備、開業準備、維持管理及び運営業務
４	契約金額	変更前　９，８００，４０７，６１２円
		変更後　９，９８５，７４６，５５０円
５	契約期間	変更前　令和７年２月２７日着手
		令和２４年８月３１日完了
		変更後　令和７年２月２７日着手
		令和２５年８月３１日完了
６	事業契約者	豊明市西川町笹原１５番地１
		株式会社豊明スクールランチ
		代表取締役　小西　雅文

説　明

この案を提出するのは、豊明市学校給食センター統合再整備等事業の開業時期の変更、事業期間の延長及び施設整備費の物価等の変動に基づくサービス対価の改定に伴う基準指標の変更に伴い、特定事業の契約を変更するため必要があるからである。

議案第７３号

豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成６年豊明市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第５条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第７４号

豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成２２年豊明市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第４条及び第５条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第７５号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、人事院勧告等に伴い必要があるからである。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年豊明市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表中「４０５，０００」を「４１９，０００」に、「４５５，０００」を「４７０，０００」に、「５０８，０００」を「５２５，０００」に、「５７４，０００」を「５９３，０００」に、「６５５，０００」を「６７７，０００」に、「７６５，０００」を「７９０，０００」に、「８９３，０００」を「９２３，０００」に改める。

第９条第２項中「「１００分の９６．２５」」を「「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」」に、「「１００分の８８．７５」」を「「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」」に改める。

第２条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」」を「「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」」に、「「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」」を「「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」と、「総額」とあるのは「総額（職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて市長が規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長が決定した額）」」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（

次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第７６号

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４７年豊明市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の項中「及び成果の実績」及び「国から」を削り、「交付金」を「補助金」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「１２，３００」を「１２，８００」に改め、同表不在者投票施設外部立会人の項中「１０，７００」を「１２，４００」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第７７号

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、豊明市職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い必要があるからである。

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

別表１の表から３の表までを次のように改める。

１　行政職報酬表（一）

号給	報酬月額
	円
１	２０５，３００
２	２０６，４００
３	２０７，６００
４	２０８，７００
５	２０９，８００
６	２１１，５００
７	２１３，１００
８	２１４，７００
９	２１６，２００
１０	２１７，９００
１１	２１９，５００
１２	２２１，１００
１３	２２２，６００
１４	２２４，３００
１５	２２６，０００
１６	２２７，７００
１７	２２８，９００
１８	２３０，５００
１９	２３２，１００
２０	２３３，６００

21	235,100
22	236,700
23	238,300
24	239,900
25	241,500
26	243,200
27	244,500
28	245,800
29	247,100
30	248,200
31	249,300
32	250,400
33	251,500
34	252,400
35	253,300
36	254,300
37	255,300
38	256,200
39	257,100
40	257,900
41	258,700
42	259,300
43	259,900
44	260,500
45	261,100
46	261,700
47	262,300
48	262,900
49	263,400

５０	２６４，０００
５１	２６４，６００
５２	２６５，１００
５３	２６５，５００
５４	２６５，９００
５５	２６６，２００
５６	２６６，５００
５７	２６６，８００
５８	２６７，１００
５９	２６７，４００
６０	２６７，７００
６１	２６８，０００
６２	２６８，３００
６３	２６８，６００
６４	２６８，９００
６５	２６９，２００

備考　この表は、他の報酬表の適用を受けないすべての職員に適用する。

２　行政職報酬表（二）

号給	報酬月額
	円
1	２０７，９００
2	２０９，６００
3	２１１，３００
4	２１３，０００
5	２１４，７００
6	２１６，４００
7	２１８，０００
8	２１９，６００
9	２２１，２００

10	222,700
11	224,200
12	225,600
13	227,000
14	228,500
15	230,000
16	231,500
17	232,900
18	234,300
19	235,700
20	237,000
21	238,400
22	239,400
23	240,500
24	241,500
25	242,500
26	243,300
27	244,200
28	245,000
29	245,900
30	246,700
31	247,500
32	248,200
33	249,000
34	249,500
35	250,000
36	250,500
37	251,100
38	251,600

３９	２５２，０００
４０	２５２，５００
４１	２５２，９００
４２	２５３，２００
４３	２５３，５００
４４	２５３，８００
４５	２５４，２００
４６	２５４，５００
４７	２５４，９００
４８	２５５，３００
４９	２５５，６００
５０	２５５，９００
５１	２５６，２００
５２	２５６，５００
５３	２５６，７００
５４	２５７，０００
５５	２５７，３００
５６	２５７，６００
５７	２５７，８００
５８	２５８，１００
５９	２５８，４００
６０	２５８，６００
６１	２５８，８００

備考　この表は、運転手、調理員、清掃手、用務員その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

３　教育職報酬表

号給	報酬月額
	円
1	２４８，５００

2	250,900
3	253,300
4	255,900
5	258,400
6	260,900
7	263,300
8	265,800
9	268,300
10	269,900
11	271,500
12	273,200
13	274,800
14	276,200
15	277,600
16	279,000
17	280,500
18	281,700
19	282,900
20	284,100
21	285,500
22	286,600
23	287,700
24	288,900
25	290,200
26	292,000
27	293,700
28	295,400
29	297,100
30	299,200

３１	３０１，４００
３２	３０３，７００
３３	３０６，０００
３４	３０８，２００
３５	３１０，６００

備考　この表は、豊明市立小・中学校に勤務する教員補助員及びこれらに準ずる業務に従事する職員で市長が規則で定めるものに適用する。

別表４の表中「３１２，０００」を「３２２，０００」に、別表５の表中「４０７，０００」を「４２１，０００」に、別表６の表中「４５５，０００」を「４７０，０００」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第７８号

豊明市財政状況の公表に関する条例の一部改正について

豊明市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

豊明市財政状況の公表に関する条例（昭和４７年豊明市条例第８８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「５月及び」を削る。

第３条第１項各号列記以外の部分中「５月に」及び「において」を削り、「前年１０月１日から３月３１日まで」を「４月１日から９月３０日まで」に、「を記載し、かつ、財政の動向及び市長の財政方針を明らかに」を「及び前年度の決算状況を記載」に改め、同条中第２項を削り、第３項を第２項とする。

第４条第１項中「が、豊明市公告式条例第２条第２項に定める掲示場に掲示して」を「は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により」に改め、同条第２項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第７９号

豊明市体育施設条例の一部改正について

豊明市体育施設条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、使用料等の見直しに伴い必要があるからである。

豊明市体育施設条例の一部を改正する条例

豊明市体育施設条例（平成２年豊明市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第２第２号イ並びに同表第３号及び第４号を次のように改める。

イ　専用利用

（単位　円）

区分	９：００～１３：００	１３：００～１７：００	１７：００～２１：００	９：００～２１：００
１～４コート	６，５２０	６，５２０	６，５２０	１９，５６０
Ａ～Ｄコート	５，６６０	５，６６０		

（３）　勅使ターゲット・バードゴルフ場使用料

ア　個人利用

（単位　円）

区分	９：００～１３：００	１３：００～１７：００	１７：００～２１：００
ターゲット・バードゴルフ場	２４０	２４０	２８０

イ　専用利用

（単位　円）

区分	９：００～１３：００	１３：００～１７：００	１７：００～２１：００	９：００～２１：００
ターゲット・バードゴルフ場	３，２６０	３，２６０	４，３８０	１０，９００

（４）　勅使弓道場使用料

ア　個人利用

（単位　円）

区分	９：００～１３：００	１３：００～１７：００	１７：００～２１：００	９：００～２１：００

中学生以下	１４０	１４０	１４０	４２０
その他	２８０	２８０	２８０	８４０

イ　専用利用

（単位　円）

区分	９：００～１３：００	１３：００～１７：００	１７：００～２１：００	９：００～２１：００
弓道場	２，４４０	２，４４０	２，４４０	７，３２０

備考

１　専用利用の夜間照明施設使用料は、個人利用の場合と同じとする。

２　市外の者が利用する場合の使用料は、２倍とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第８０号

豊明市福祉体育館条例の一部改正について

豊明市福祉体育館条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、使用料等の見直しに伴い必要があるからである。

豊明市福祉体育館条例の一部を改正する条例

豊明市福祉体育館条例（昭和５２年豊明市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

別表イ中「午前」を削り、「１２：００」を「１３：００」に改め、「午後」及び「夜間」を削り、「１７：３０」を「１７：００」に、「８０」を「１００」に、「１６０」を「２００」に、「１，２００」を「１，４４０」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第８１号

豊明市子ども医療費支給条例の一部改正について

豊明市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、福祉医療費支給事業に必要な所要の改正を行うため及び豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

豊明市子ども医療費支給条例（昭和４８年豊明市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第３号中「母子・父子家庭」を「ひとり親家庭等」に改める。

第６条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行の日より前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第８２号

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、福祉医療費支給事業に必要な所要の改正を行うため必要があるからである。

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和５３年豊明市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊明市ひとり親家庭等医療費支給条例

第１条中「もって」の次に「ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭をいう。）等の」を加える。

第２条第１項中「母子・父子家庭」を「ひとり親家庭等」に改め、同条第２項第６号ただし書中「豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和４８年豊明市条例第１４号）」を「同条例」に改める。

第３条第１項中「母子・父子家庭」を「ひとり親家庭等」に改め、同条第２項に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

第４条の見出し及び同条第１項中「母子・父子家庭」を「ひとり親家庭等」に改め、同条第４項中「支払い」を「支払」に、「母子・父子家庭」を「ひとり親家庭等」に改める。

第５条から第９条までの規定中「母子・父子家庭」を「ひとり親家庭等」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行の日より前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

（豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第３条　豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年豊明市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２中「母子・父子家庭」を「ひとり親家庭等」に改める。

議案第８３号

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、福祉医療費支給事業に必要な所要の改正を行うため及び豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和４８年豊明市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「同表」を「法施行規則別表第５号」に改め、同条第５号中「。以下「精神保健福祉法」という。」を削る。

第３条ただし書を削る。

第４条第５号中「母子・父子家庭」を「ひとり親家庭等」に改める。

第５条第１項中「において」を削り、「受給資格者に対し次の各号に規定する額」を「第６条第１項の規定に基づき心身障害者医療費受給者証の交付を受けた者に対し、自ら負担すべき額（第２条第１項第５号に規定する者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条第１項に規定する精神障害の医療を受けた場合における自ら負担すべき額）」に改め、同項各号を削る。

第６条第２項に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得及び閲覧できることができる場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行の日より前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第８４号

豊明市共生交流プラザ条例の一部改正について

豊明市共生交流プラザ条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、施設駐車場の利用料に関する規定を改める必要があるからである。

豊明市共生交流プラザ条例の一部を改正する条例

豊明市共生交流プラザ条例（令和３年豊明市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第２備考中「、施設の利用を目的とする自動車等の駐車以外に使用する場合に」を削り、「を上限に徴収する」を「とする」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第８５号

豊明市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊明市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、地方公営企業法の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年豊明市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

第８条第１項中「、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに」を削り、同条第２項中「するとともに、１１月３０日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削り、同項第３号中「前２号」を「前各号」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

（３）　前事業年度の決算の状況

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第５条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第８６号

令和８年度豊明市一般会計補正予算（第９号）

令和８年度豊明市の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，３４９，６２０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２９，４２１，３４７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加及び変更は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加及び変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

令　和　8　年　度

豊 明 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書 （ 第 9 号 ）

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入　　単位 ： 千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10 地方交付税		2,030,000	155,659	2,185,659
	1 地方交付税	2,030,000	155,659	2,185,659
14 国庫支出金		4,468,888	456,484	4,925,372
	1 国庫負担金	3,782,834	454,817	4,237,651
	2 国庫補助金	394,806	1,667	396,473
15 県支出金		2,664,044	149,605	2,813,649
	1 県負担金	1,429,133	141,268	1,570,401
	2 県補助金	1,039,038	8,337	1,047,375
17 寄附金		247,590	7,938	255,528
	1 寄附金	247,590	7,938	255,528
18 繰入金		1,627,312	11,581	1,638,893
	1 基金繰入金	1,587,630	9,000	1,596,630
	2 特別会計繰入金	39,682	2,581	42,263
19 繰越金		318,258	432,783	751,041
	1 繰越金	318,258	432,783	751,041
20 諸収入		771,445	3,770	775,215
	5 雑入	400,945	3,770	404,715

歳　入　　単位 ： 千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
21 市債		1,259,800	131,800	1,391,600
	1 市債	1,259,800	131,800	1,391,600
歳　入　合　計		28,071,727	1,349,620	29,421,347

歳　出　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		4,591,568	150,844	4,742,412
	1 総務管理費	3,924,179	146,236	4,070,415
	2 徴税費	386,948	3,039	389,987
	3 戸籍住民基本台帳費	183,185	1,569	184,754
3 民生費		13,256,642	943,336	14,199,978
	1 社会福祉費	6,775,637	660,004	7,435,641
	2 児童福祉費	5,777,057	51,774	5,828,831
	3 生活保護費	672,691	231,558	904,249
4 衛生費		2,182,292	7,076	2,189,368
	1 保健衛生費	1,003,088	7,076	1,010,164
7 商工費		197,269	1,000	198,269
	1 商工費	197,269	1,000	198,269
8 土木費		1,877,942	16,572	1,894,514
	2 道路橋梁費	646,308	13,291	659,599
	4 都市計画費	885,698	3,281	888,979
9 消防費		1,079,647	471	1,080,118
	1 消防費	1,079,647	471	1,080,118

歳　出　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10 教育費		2,983,540	23,294	3,006,834
	1 教育総務費	1,108,121	9,578	1,117,699
	2 小学校費	445,392	2,210	447,602
	3 中学校費	208,666	2,754	211,420
	4 社会教育費	360,343	3,573	363,916
	5 保健体育費	861,018	5,179	866,197
12 公債費		1,321,440	207,027	1,528,467
	1 公債費	1,321,440	207,027	1,528,467
歳　出　合　計		28,071,727	1,349,620	29,421,347

第２表　繰越明許費補正

追　　加

単位：千円

款	項	事　業　名	金　額
７　　商工費	１　商工費	観光事務事業	2,296
１０　教育費	４　社会教育費	図書館維持管理事業	2,894

変　　更

単位：千円

款	項	事　業　名	補正前金額	補正後金額
２　　総務費	１　総務管理費	公共施設管理事業	9,702	155,331

第３表　債務負担行為補正

追　　加

単位：千円

事　　項	期　　間	限 度 額
議会だより印刷事業	令和９年度から令和１１年度まで	11,371
広報とよあけ印刷事業	令和９年度から令和１１年度まで	48,156
財務会計システム更新事業	令和９年度から令和１５年度まで	57,522
共生交流プラザに係る指定管理者の指定	令和９年度から令和１３年度まで	300,904千円に賃金等の変動に伴う増額分を加算した額
電話通訳業務委託事業	令和９年度から令和１１年度まで	7,150
固定資産評価業務事業	令和９年度から令和１１年度まで	40,277
生活困窮者学習等支援事業	令和９年度から令和１１年度まで	8,605
ひとり親家庭等学習等支援事業	令和９年度から令和１１年度まで	12,908
医療的ケア児在宅レスパイト事業	令和９年度	1,664
児童発達支援センターに係る指定管理者の指定	令和９年度から令和１３年度まで	704,865千円に賃金等の変動に伴う増額分を加算した額
文化広場、体育施設及び都市公園に係る指定管理者の指定	令和９年度から令和１３年度まで	1,065,750千円に賃金等の変動に伴う増額分を加算した額
市制５５周年記念事業	令和９年度	28,673
栄調理場調理業務委託事業（追加分）	令和９年度	69,091
学校給食センター整備運営事業（追加分）	令和９年度から令和２５年度まで	488,683

第４表　地方債補正

追　　加

単位：千円

起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化会館屋上防水改修事業	95,100	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
保健センター空調設備更新事業	17,300			
道路側溝改良事業	9,000			
交通安全施設整備事業	4,600			

変　　更

単位：千円

起　債　の　目　的	補正前	補正後	補正前同様		
	限度額	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	745,000	750,300	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
防火水槽整備事業	10,400	10,900			

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳　入

10 款　地方交付税

1 項　地方交付税

目	補正前の額	補　正　額	計
1. 地方交付税	2,030,000	155,659	2,185,659
計	2,030,000	155,659	2,185,659

単位：千円

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1. 地方交付税	155,659	普通交付税　155,659 増

14 款　国庫支出金

1 項　国庫負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
1. 民生費国庫負担金	3,779,046	454,817	4,233,863
計	3,782,834	454,817	4,237,651

単位：千円

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1. 心身障害者福祉費負担金	282,537	障害者自立支援給付費等国庫負担金（１／２　217,468 増） 障害児入所給付費等国庫負担金（１／２）　65,069 増
4. 生活保護費負担金	172,280	生活保護費負担金（３／４）　172,280 増

14 款　国庫支出金

2 項　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
1. 総務費国庫補助金	97,685	505	98,190

単位：千円

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1. 戸籍住民基本台帳費補助金	505	個人番号カード交付事務費補助金（１０／１０）　505 増

14 款　国庫支出金
2 項　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
2. 民生費国庫補助金	194,253	1,162	195,415
計	394,806	1,667	396,473

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
1. 社会福祉費補助金	233	重層的支援体制整備事業交付金（1／3・1／2・2／3・3／4他）　233 増
2. 心身障害者福祉費補助金	929	地域生活支援事業費等補助金（1／2）　929 増

15 款　県支出金
1 項　県負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
1. 民生費県負担金	1,425,293	141,268	1,566,561
計	1,429,133	141,268	1,570,401

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
2. 心身障害者福祉費負担金	141,268	障害者自立支援給付費等負担金（1／4）　108,734 増 障害児入所給付費等県費負担金（1／4）　32,534 増

15 款　県支出金
2 項　県補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
2. 民生費県補助金	712,050	11,758	723,808

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
1. 社会福祉費補助金	123	重層的支援体制整備事業交付金（1／6・1／4・1／3他）　123 増

15 款　県支出金
2 項　県補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
（民生費県補助金）			
8. 消防費県補助金	5,756	-3,421	2,335
計	1,039,038	8,337	1,047,375

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
3. 心身障害者福祉費補助金	465	地域生活支援事業費等補助金（１／４）　465 増
4. 福祉医療費補助金	11,170	障害者医療費支給事業補助金（１／２）　6,650 増 母子家庭等医療費支給事業補助金（１／２）　400 増 後期高齢者福祉医療費支給事業補助金（１／２）　4,120 増
2. 消防施設費補助金	-3,421	南海トラフ地震等対策事業費補助金（１／３）　3,421 減

17 款　寄附金
1 項　寄附金

目	補正前の額	補　正　額	計
1. 一般寄附金	247,590	7,938	255,528
計	247,590	7,938	255,528

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
1. 一般寄附金	7,938	教育費寄附金　6,000 増 保育園費寄附金　1,938

18 款　繰入金
1 項　基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
3. 公共施設建設及び整備基金繰入金	331,000	9,000	340,000
計	1,587,630	9,000	1,596,630

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
1. 公共施設建設及び整備基金繰入金	9,000	公共施設建設及び整備基金繰入金　9,000 増

18 款　繰入金
2 項　特別会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1. 介護保険特別会計繰入金	35,731	2,581	38,312
計	39,682	2,581	42,263

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
1. 介護保険特別会計繰入金	2,581	介護保険特別会計繰入金　2,581 増

19 款　繰越金
1 項　繰越金

目	補正前の額	補　正　額	計
1. 繰越金	318,258	432,783	751,041
計	318,258	432,783	751,041

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
1. 繰越金	432,783	前年度繰越金　432,783 増

20 款　諸収入
5 項　雑入

目	補正前の額	補　正　額	計
3. 雑入	400,442	3,770	404,212
計	400,945	3,770	404,715

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
5. 雑入	3,770	後期高齢者医療広域連合受託事業収入　3,770 増

21 款　市債
1 項　市債

目	補正前の額	補　正　額	計
1. 総務債	864,200	117,700	981,900
3. 土木債	288,400	13,600	302,000
4. 消防債	14,500	500	15,000
計	1,259,800	131,800	1,391,600

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
1. 学校施設改修事業債	5,300	学校施設改修事業　5,300 増
37. 文化会館整備事業債	95,100	文化会館屋上防水改修事業　95,100
38. 保健センター整備事業債	17,300	保健センター空調設備更新事業　17,300
3. 道路新設改良事業債	9,000	道路側溝改良事業　9,000
27. 交通安全施設整備事業債	4,600	交通安全施設整備事業　4,600
1. 消防施設整備事業債	500	防火水槽整備事業　500 増

歳　出

2 款　総務費

1 項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
7. 財産管理費	1,372,656	145,629	1,518,285	12. 委託料	5,302
				14. 工事請負費	140,327
11. 市民活動推進費	168,313	346	168,659	1. 報酬	261
				3. 職員手当等	85
13. 防犯対策費	14,678	261	14,939	1. 報酬	231
				3. 職員手当等	30
計	3,924,179	146,236	4,070,415		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
4 公共施設管理事業	145,629		117,700		27,929	豊明中学校特別教室空調設備設置工事設計業務委託料 5,302 文化会館屋上防水改修工事費 105,710 保健センター空調設備更新工事費 19,327 福祉休育館建築・防火設備等改修工事費 15,290
計	145,629		117,700		27,929	
2 都市・国際交流事業	346				346	多文化共生事務 56 増 外国語通訳報酬 205 増 会計年度任用職員期末手当 45 増 会計年度任用職員勤勉手当 40 増
計	346				346	
1 防犯対策事業	261				261	地域安全監視員報酬 231 増 会計年度任用職員期末手当 17 増 会計年度任用職員勤勉手当 13 増
計	261				261	
	146,236		117,700		28,536	

2 款　総務費

2 項　徴税費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 税務総務費	307,963	2,546	310,509	1. 報酬	909
				3. 職員手当等	119
				12. 委託料	1,518
2. 徴収費	78,985	493	79,478	1. 報酬	401
				3. 職員手当等	92
計	386,948	3,039	389,987		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
3 課税計算事業	1,518				1,518	電算関係委託料 1,518 増
4 税務総務事務事業	1,028				1,028	課税資料整理事務等 909 増 会計年度任用職員期末手当 28 増 会計年度任用職員勤勉手当 91 増
計	2,546				2,546	
2 徴収事務事業	493				493	収納事務 401 増 会計年度任用職員期末手当 66 増 会計年度任用職員勤勉手当 26 増
計	493				493	
	3,039				3,039	

2 款　総務費

3 項　戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 戸籍住民基本台帳費	183,185	1,569	184,754	1. 報酬	1,186
				3. 職員手当等	383
計	183,185	1,569	184,754		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
3 戸籍住民基本台帳事務事業	1,569	505			1,064	住民基本台帳事務 1,186 増 会計年度任用職員期末手当 206 増 会計年度任用職員勤勉手当 177 増
計	1,569	505			1,064	
	1,569	505			1,064	

3 款　民生費

1 項　社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 社会福祉総務費	862,530	4,268	866,798	27. 繰出金	4,268
2. 老人福祉費	1,357,074	31,267	1,388,341	1. 報酬	548
				3. 職員手当等	204
				22. 償還金、利子及び割引料	1,341
				27. 繰出金	29,174
3. 心身障害者福祉費	2,404,677	587,100	2,991,777	19. 扶助費	571,901
				22. 償還金、利子及び割引料	15,199

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
5 国民健康保険特別会計繰出事業	4,268				4,268	職員給与費等繰出金　4,268 増
計	4,268				4,268	
1 老人福祉事業	1,341				1,341	低所得者保険料軽減負担金返還金　1,341
5 地域介護予防活動支援事業	302	97		151	54	一般介護予防事業対象者施策業務　219 増 会計年度任用職員期末手当　44 増 会計年度任用職員勤勉手当　39 増
7 生活支援体制整備事業	450	259		104	87	生活支援体制整備業務　329 増 会計年度任用職員期末手当　64 増 会計年度任用職員勤勉手当　57 増
8 介護保険特別会計繰出事業	29,174				29,174	現年度分介護給付費繰出金　20,000 増 事務費繰出金　9,174 増
計	31,267	356		255	30,656	
1 心身障害児者福祉推進事業	15,199				15,199	障害児入所給付費等国庫等負担金返還金　15,199
2 心身障害児者扶助事業	571,901	425,199			146,702	心身障害者扶助費　3,733 増 訓練等給付費　259,813 増 介護給付費　175,124 増 地域生活支援費　3,094 増

3 款　民生費

1 項　社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
(心身障害者福祉費)					
4. 福祉医療費	968,118	32,556	1,000,674	12. 委託料	2,290
				19. 扶助費	29,500
				22. 償還金、利子及び割引料	766
5. 後期高齢者医療費	1,183,238	4,813	1,188,051	12. 委託料	4,569
				27. 繰出金	244
計	6,775,637	660,004	7,435,641		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
						心身障がい児通所・居宅サービス事業費 130,137 増
計	587,100	425,199			161,901	
1 福祉医療事業	32,556	11,170			21,386	電算関係委託料 2,290 増 福祉医療助成費 29,500 増 未熟児養育医療給付費負担金返還金 766
計	32,556	11,170			21,386	
1 後期高齢者医療事業	244				244	後期高齢者医療事務費繰出金 244 増
2 後期高齢者健康診査等事業	4,569			3,770	799	後期高齢者健診委託料 4,569 増
計	4,813			3,770	1,043	
	660,004	436,725		4,025	219,254	

3 款　民生費

2 項　児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 児童福祉総務費	2,038,403	32,527	2,070,930	1. 報酬	1,540
				3. 職員手当等	688
				22. 償還金、利子及び割引料	30,299

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
3 児童福祉事務事業	32,527				32,527	家庭相談員報酬 428 増 子育て支援センター業務 812 増 児童手当等業務 127 増 不登校総括支援員業務 173 増 会計年度任用職員期末手当 498 増

3 款　民生費

2 項　児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
(児童福祉総務費)					
2. 保育園費	3,738,654	19,247	3,757,901	17. 備品購入費	3,148
				22. 償還金、利子及び割引料	16,099
計	5,777,057	51,774	5,828,831		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
						会計年度任用職員勤勉手当 190 増 子ども・子育て支援交付金等返還金 30,299
計	32,527				32,527	
2 保育事業	19,247			1,938	17,309	保育園備品購入費 3,148 増 子育てのための施設等利用給付交付金等返還金 16,099
計	19,247			1,938	17,309	
	51,774			1,938	49,836	

3 款　民生費

3 項　生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 生活保護総務費	24,578	1,851	26,429	11. 役務費	667
				通信運搬費	667
				22. 償還金、利子及び割引料	1,184
2. 扶助費	648,113	229,707	877,820	19. 扶助費	229,707
計	672,691	231,558	904,249		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 生活保護事業	1,851				1,851	通信運搬費 667 増 生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金等返還金 1,184
計	1,851				1,851	
1 扶助事業	229,707	172,280			57,427	生活扶助費 34,195 増 医療扶助費 195,512 増
計	229,707	172,280			57,427	
	231,558	172,280			59,278	

4 款　衛生費

1 項　保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 保健衛生総務費	182,079	3,123	185,202	22. 償還金、利子及び割引料	3,123
2. 母子保健費	346,760	3,780	350,540	1. 報酬	930
				3. 職員手当等	189
				10. 需用費	50
				印刷製本費	50
				22. 償還金、利子及び割引料	2,611
6. 休日診療所運営費	24,723	173	24,896	1. 報酬	173
計	1,003,088	7,076	1,010,164		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
2 保健衛生事業	3,123				3,123	予防接種健康被害給付費 3,123 返還金
計	3,123				3,123	
1 母子保健活動事業	3,780				3,780	各種診断等業務 930 増 会計年度任用職員期末手当 102 増 会計年度任用職員勤勉手当 87 増 印刷製本費 50 増 母子保健衛生費補助金等返還金 2,611
計	3,780				3,780	
1 休日診療所運営事業	173				173	休日診療所嘱託員報酬 38 増 休日診療業務 135 増
計	173				173	
	7,076				7,076	

7 款　商工費

1 項　商工費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
2. 商工振興費	102,391	1,000	103,391	18. 負担金、補助及び交付金	1,000
計	197,269	1,000	198,269		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 商工業振興補助事業	1,000				1,000	とよあけ事業者応援選べる補助金 1,000 増
計	1,000				1,000	
	1,000				1,000	

8 款　土木費
2 項　道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 道路維持費	412,036	13,291	425,327	18. 負担金、補助及び交付金	13,291
2. 道路新設改良費	197,848	0	197,848		
3. 交通安全施設費	36,424	0	36,424		
計	646,308	13,291	659,599		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 道路維持事業	13,291			9,000	4,291	諸負担金　13,291 増
計	13,291			9,000	4,291	
1 道路新設改良事業	0		9,000		-9,000	財源振替
1 交通安全施設整備事業	0		4,600		-4,600	財源振替
	13,291		13,600	9,000	-9,309	

8 款　土木費
4 項　都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
4. 公園事業費	199,468	3,281	202,749	14. 工事請負費	3,281
計	885,698	3,281	888,979		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
2 公園施設改修事業	3,281				3,281	二崎水辺公園桜植樹工事　3,281
計	3,281				3,281	
	3,281				3,281	

9 款　消防費
1 項　消防費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
3. 消防施設費	43,821	0	43,821		
4. 災害対策費	45,430	471	45,901	1. 報酬	428
				3. 職員手当等	43

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 消防施設設置事業	0	-3,421	500		2,921	財源振替
2 災害対策事務事業	471				471	防災専門員報酬　428 増 会計年度任用職員期末手当　23 増

9 款　消防費

1 項　消防費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
(災害対策費)					
計	1,079,647	471	1,080,118		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
						会計年度任用職員勤勉手当 20 増
計	471				471	
	471	-3,421	500		3,392	

10 款　教育費

1 項　教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
2. 事務局費	180,342	303	180,645	1. 報酬	244
				3. 職員手当等	59
3. 教育振興費	925,020	9,275	934,295	1. 報酬	8,394
				3. 職員手当等	881

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
2 事務局事務事業	303				303	事務局補助業務 244 増 会計年度任用職員期末手当 31 増 会計年度任用職員勤勉手当 28 増
計	303				303	
1 教育振興事業	121			6,000	-5,876	小中学校英語指導助手業務 91 増 会計年度任用職員期末手当 18 増 会計年度任用職員勤勉手当 15 増
3 教育相談事業	509				509	教育相談員報酬 371 増 会計年度任用職員期末手当 73 増 会計年度任用職員勤勉手当 65 増
4 教育振興事務事業	8,415				8,415	学校教育指導員報酬 336 増 学校図書館業務 736 増

10 款　教育費

1 項　教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
(教育振興費)					
計	1,108,121	9,578	1,117,699		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
						養護教員補助業務 303 増 特別支援教育支援業務 4,755 増 定住外国人日本語教育推進事業業務 819 増 教員業務支援員報酬 756 増 会計年度任用職員期末手当 355 増 会計年度任用職員勤勉手当 355 増
5 放課後育成事業	227				227	勤労会館等業務 227 増
計	9,275			6,000	3,275	
	9,578			6,000	3,578	

10 款　教育費

2 項　小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 学校管理費	377,338	2,210	379,548	1. 報酬	1,474
				3. 職員手当等	736
計	445,392	2,210	447,602		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
2 小学校管理事務事業	2,210				2,210	学校用務員業務 1,206 増 給食配膳業務 268 増 会計年度任用職員期末手当 394 増 会計年度任用職員勤勉手当 342 増
計	2,210				2,210	
	2,210				2,210	

10 款　教育費
3 項　中学校費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 学校管理費	152,699	2,454	155,153	1. 報酬	646
				3. 職員手当等	323
				12. 委託料	1,485
2. 教育振興費	55,967	300	56,267	17. 備品購入費	300
計	208,666	2,754	211,420		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 中学校管理事務事業	2,454				2,454	学校用務員業務 485 増 給食配膳業務 161 増 会計年度任用職員期末手当 173 増 会計年度任用職員勤勉手当 150 増 樹木剪定・草刈委託料 1,485
計	2,454				2,454	
1 中学校教育振興事業	300				300	図書及び器具購入費 300 増
計	300				300	
	2,754				2,754	

10 款　教育費
4 項　社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 社会教育総務費	43,077	163	43,240	1. 報酬	120
				3. 職員手当等	43
2. 公民館費	27,686	202	27,888	1. 報酬	189
				3. 職員手当等	13

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
2 社会教育活動事業	163				163	社会教育等業務 120 増 会計年度任用職員期末手当 23 増 会計年度任用職員勤勉手当 20 増
計	163				163	
2 公民館維持管理事業	202				202	南部公民館受付等業務 189 増 会計年度任用職員期末手当 7 増 会計年度任用職員勤勉手当 6 増

10 款　教育費
4 項　社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
3. 図書館費	153,922	3,208	157,130	1. 報酬	314
				14. 工事請負費	2,894
計	360,343	3,573	363,916		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
計	202				202	
2 図書館活動事業	314				314	司書業務等　314 増
3 図書館維持管理事業	2,894				2,894	非常照明設備修繕工事費　920 受変電設備改修工事費　1,974
計	3,208				3,208	
	3,573				3,573	

10 款　教育費
5 項　保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
3. 学校給食費	669,354	5,179	674,533	10. 需用費	5,179
				賄材料費	5,179
計	861,018	5,179	866,197		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
2 給食センター活動事業	5,179				5,179	賄材料費　5,179 増
計	5,179				5,179	
	5,179				5,179	

12 款　公債費
1 項　公債費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 元金	1,273,782	166,379	1,440,161	22. 償還金、利子及び割引料	166,379
2. 利子	47,658	40,648	88,306	22. 償還金、利子及び割引料	40,648

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 公債費元金償還事業	166,379				166,379	長期債元金　166,379 増
計	166,379				166,379	
1 公債費利子償還事業	40,648				40,648	長期債利子　40,648 増

12 款　公債費

1 項　公債費

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区　分	金　額
計	1,321,440	207,027	1,528,467		

単位：千円

事　業	金　額	補正額の財源内訳				説　明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	40,648				40,648	
	207,027				207,027	

議案第８７号

令和８年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和８年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，２６８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，６２７，５６８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

令　和　8　年　度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第２号）

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 繰入金		552,266	4,268	556,534
	1 一般会計繰入金	522,266	4,268	526,534
歳　入　合　計		5,623,300	4,268	5,627,568

歳　出　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		114,892	4,268	119,160
	1 総務管理費	93,095	682	93,777
	2 徴税費	21,651	3,586	25,237
歳　出　合　計		5,623,300	4,268	5,627,568

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

5 款　繰入金

1 項　一般会計繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 一般会計繰入金	522,266	4,268	526,534
計	522,266	4,268	526,534

節		説 明
区 分	金 額	
4. 職員給与費等繰入金	4,268	職員給与費等繰入金 4,268 増

歳　出

1 款　総務費

1 項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 一般管理費	92,641	682	93,323	12. 委託料	682
計	93,095	682	93,777		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
3 一般管理事務事業	682			682		電算関係委託料 682 増
計	682			682		
	682			682		

1 款　総務費

2 項　徴税費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 賦課徴収費	21,651	3,586	25,237	12. 委託料	3,586
計	21,651	3,586	25,237		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 賦課徴収事業	3,586			3,586		電算関係委託料 3,586 増
計	3,586			3,586		
	3,586			3,586		

議案第８８号

令和８年度豊明市墓園事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度豊明市の墓園事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

令　和　8　年　度

豊明市墓園事業特別会計補正予算書（第1号）

第１表　債務負担行為

単位：千円

事　　項	期　　間	限 度 額
勅使墓園に係る指定管理者の指定	令和９年度から令和１３年度まで	47,178千円に賃金等の変動に伴う増額分を加算した額

議案第８９号

令和８年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和８年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８３，７９７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，１４６，３７７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

令　和　8　年　度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第２号）

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 国庫支出金		1,077,170	39,683	1,116,853
	1 国庫負担金	983,608	32,000	1,015,608
	2 国庫補助金	93,562	7,683	101,245
4 支払基金交付金		1,522,876	43,200	1,566,076
	1 支払基金交付金	1,522,876	43,200	1,566,076
5 県支出金		826,476	20,000	846,476
	1 県負担金	799,066	20,000	819,066
7 繰入金		1,254,070	29,174	1,283,244
	1 一般会計繰入金	959,606	29,174	988,780
8 繰越金		1	51,740	51,741
	1 繰越金	1	51,740	51,741
歳　入　合　計		5,962,580	183,797	6,146,377

歳　出　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		208,323	16,857	225,180
	1 総務管理費	142,039	15,643	157,682
	3 介護認定審査会費	56,329	1,214	57,543
2 保険給付費		5,508,966	160,000	5,668,966
	1 介護サービス等諸費	5,074,341	160,000	5,234,341
7 諸支出金		37,633	6,940	44,573
	1 償還金及び還付加算金	1,902	4,359	6,261
	2 繰出金	35,731	2,581	38,312
歳　出　合　計		5,962,580	183,797	6,146,377

第２表　繰越明許費

単位：千円

款	項	事　業　名	金　額
1　　総務費	1　総務管理費	一般管理事務事業	20,537

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

3 款　国庫支出金

1 項　国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 介護給付費負担金	983,608	32,000	1,015,608
計	983,608	32,000	1,015,608

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年度分	32,000	現年度分介護給付費負担金（１５／１００・２０／１００） 32,000 増

3 款　国庫支出金

2 項　国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
6. 事業費補助金	2,128	7,683	9,811
計	93,562	7,683	101,245

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 事業費補助金	7,683	事業費補助金 7,683 増

4 款　支払基金交付金

1 項　支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 介護給付費交付金	1,480,989	43,200	1,524,189
計	1,522,876	43,200	1,566,076

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年度分	43,200	現年度分介護給付費交付金（２７／１００） 43,200 増

5 款　県支出金

1 項　県負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
1. 介護給付費負担金	799,066	20,000	819,066
計	799,066	20,000	819,066

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
1. 現年度分	20,000	現年度分介護給付費負担金（１２．５／１０　20,000 増 ０・１７．５／１００）

7 款　繰入金

1 項　一般会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1. 介護給付費繰入金	685,643	20,000	705,643
4. その他一般会計繰入金	202,534	9,174	211,708
計	959,606	29,174	988,780

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
1. 現年度分	20,000	現年度分介護給付費繰入金（１２．５／１０　20,000 増 ０）
2. 事務費繰入金	9,174	事務費繰入金　9,174 増

8 款　繰越金

1 項　繰越金

目	補正前の額	補　正　額	計
1. 繰越金	1	51,740	51,741
計	1	51,740	51,741

単位：千円

節		説　明
区　分	金　額	
1. 繰越金	51,740	繰越金　51,740 増

歳　出

1 款　総務費

1 項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 一般管理費	141,639	15,643	157,282	1. 報酬	203
				3. 職員手当等	73
				12. 委託料	15,367
計	142,039	15,643	157,682		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
2 一般管理事務事業	15,643	7,683		7,960		介護報酬点検等事務 203 増 会計年度任用職員期末手当 39 増 会計年度任用職員勤勉手当 34 増 電算関係委託料 15,367 増
計	15,643	7,683		7,960		
	15,643	7,683		7,960		

1 款　総務費

3 項　介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
2. 認定調査等費	45,080	1,214	46,294	1. 報酬	915
				3. 職員手当等	299
計	56,329	1,214	57,543		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 認定調査等事業	1,214			1,214		要介護認定調査業務 915 増 会計年度任用職員期末手当 159 増 会計年度任用職員勤勉手当 140 増
計	1,214			1,214		
	1,214			1,214		

2 款　保険給付費

1 項　介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1. 居宅介護サービス給付費	2,399,527	160,000	2,559,527	18. 負担金、補助及び交付金	160,000

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 居宅介護サービス給付事業	160,000	52,000		108,000		居宅介護サービス給付費 160,000 増

2 款　保険給付費

1 項　介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区　分	金　額
計	5,074,341	160,000	5,234,341		

単位：千円

事　業	金　額	補正額の財源内訳				説　明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	160,000	52,000		108,000		
	160,000	52,000		108,000		

7 款　諸支出金

1 項　償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区　分	金　額
2.償還金	301	4,359	4,660	22. 償還金、利子及び割引料	4,359
計	1,902	4,359	6,261		

単位：千円

事　業	金　額	補正額の財源内訳				説　明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	4,359			4,359		返還金　4,359 増
計	4,359			4,359		
	4,359			4,359		

7 款　諸支出金

2 項　繰出金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区　分	金　額
1.他会計繰出金	35,731	2,581	38,312	27. 繰出金	2,581
計	35,731	2,581	38,312		

単位：千円

事　業	金　額	補正額の財源内訳				説　明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般会計繰出事業	2,581			2,581		重層的支援体制整備事業　2,581 増 繰出金
計	2,581			2,581		
	2,581			2,581		

議案第９０号

令和８年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和８年度豊明市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８４４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，６７９，９４４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

令　和　８　年　度

豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第１号）

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 繰入金		236,562	244	236,806
	1 一般会計繰入金	236,562	244	236,806
5 諸収入		3,456	600	4,056
	2 償還金及び還付加算金	1,315	600	1,915
歳　入　合　計		1,679,100	844	1,679,944

歳　出　　単位：千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		29,174	244	29,418
	1 総務管理費	11,721	244	11,965
3 諸支出金		1,315	600	1,915
	1 償還金及び還付加算金	1,315	600	1,915
歳　出　合　計		1,679,100	844	1,679,944

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳　入

3 款　繰入金

1 項　一般会計繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1. 事務費繰入金	26,815	244	27,059	1. 事務費繰入金	244	事務費繰入金　244 増
計	236,562	244	236,806			

5 款　諸収入

2 項　償還金及び還付加算金

単位：千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1. 保険料還付金	1,270	600	1,870	1. 保険料還付金	600	保険料還付金　600 増
計	1,315	600	1,915			

歳　出

1 款　総務費

1 項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1.一般管理費	11,721	244	11,965	1. 報酬	188
				3. 職員手当等	56
計	11,721	244	11,965		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 一般管理事務事業	244			244		後期高齢者医療事務 188 増 会計年度任用職員期末手当 30 増 会計年度任用職員勤勉手当 26 増
計	244			244		
	244			244		

3 款　諸支出金

1 項　償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
2.保険料還付金	1,270	600	1,870	22. 償還金、利子及び割引料	600
計	1,315	600	1,915		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源	説明
1 保険料還付事業	600			600		過年度保険料還付金 600 増
計	600			600		
	600			600		

議案第９１号

豊明市児童発達支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

記

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設名称

豊明市児童発達支援センター

２　指定管理者となる団体

福岡県北九州市小倉南区葛原一丁目２番３５号

株式会社三葉

代表取締役　北田　健二

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

説　明

この案を提出するのは、豊明市児童発達支援センターを管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第９２号

豊明市共生交流プラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

記

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

豊明市共生交流プラザ

２　指定管理者となる団体

名古屋市中村区名駅四丁目４番１０号

株式会社トヨタエンタプライズ

代表取締役社長　牧野　武

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

説　明

この案を提出するのは、豊明市共生交流プラザを管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第９３号

豊明文化広場、体育施設、都市公園及び勅使墓園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日提出

豊明市長　　小　浮　正　典

記

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

別紙のとおり

２　指定管理者となる団体

株式会社ＪＭ

東京都千代田区富士見２丁目１０番２号　飯田橋グラン・ブルーム４階

代表取締役　大竹　弘孝

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

説　明

この案を提出するのは、豊明文化広場、体育施設、都市公園及び勅使墓園を管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

別紙

公の施設の名称

豊明文化広場（勅使会館、はなの木広場）、体育施設（勅使グラウンド、勅使テニスコート、山田グラウンド、勅使弓道場、勅使ターゲット・バードゴルフ場）、都市公園（井ノ花公園、中ノ坪公園、荒井公園、新田公園、大久伝公園、吉池公園、丸ノ内公園、皿池公園、森裏公園、善波公園、池浦公園、八ッ屋公園、郷中公園、山ノ神公園、小松公園、はざま公園、石塚公園、高鴨公園、狐穴公園、えびす公園、西川公園、長田公園、横井公園、笹原公園、唐竹公園、中央公園、落合公園、三崎水辺公園、沓掛城址公園、荒巻水辺公園、徳田公園、下高根公園、薮田公園、ゆたか台公園、中島公園、三ッ谷公園、大蔵池公園、大原公園、勅使台東公園、勅使台中公園、勅使台西公園、西池公園、中ノ割公園、桜ヶ丘公園、坂畑公園、新左山公園、みなみやま公園、榎山公園、勅使水辺公園、平地公園、仙人塚公園、五軒屋公園、大蔵下公園、舘中公園、舘東公園、鶴根公園、仙人塚西公園、間米公園、椎池公園、唐竹芝生広場、舘西公園、寺池公園、南舘緑地、勅使台緑地、榎山緑地、大脇内山緑地、柿ノ木緑地）、勅使墓園